

## 第二十二回

## 参議院外務委員会議録 第六号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)午前  
十一時六分開会

委員の異動

五月二十五日委員杉原荒太君辞任につき、その補欠として吉米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

石黒 忠篤君

理事

鹿島守之助君

委員

小浦 羽生 三七君

梶原 賢雄君

大谷 梶原 茂嘉君

佐藤 文夫君

佐藤 尚武君

佐多 忠隆君

曾祢 益君

吉米地義三君

須藤 五郎君

野村吉三郎君

政府委員

外務政務次官

外務大臣官房長

外務省アジャ局長

外務省条約局長

外務省欧米局長

厚生省引揚援護局長

水産庁長官

事務局側

常任委員

渡辺 信雄君

○本日の会議に付した案件  
○婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求める件(内閣送付、予備審査)  
○千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求める件(内閣送付、予備審査)

○国際情勢等に関する調査の件  
(海外残留邦人引揚問題に関する件)  
(漁業問題に関する件)

○委員長(石黒忠篤君) ただいまから外務委員会を開会いたします。  
速記を中止して下さい。

〔速記中止〕  
○委員長(石黒忠篤君) 速記を始めます。  
○委員長(石黒忠篤君) 速記を始めます。

次に婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求める件を議題といたします。

本件は衆議院において本日本会議に上るはずでござります。まず政府より提案の理由を御説明を願います。

○政府委員(園田直君) ただいま議題となりました婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求める件につきましては。

この条約は、国際連合が一九五二年の第七回総会で採択し、翌一九五三年三月三十一日に署名のために開放したものです。この条約は、国际連合が一九五二年

月一日特命全権大使沢田廉三をしてこの条約に署名をいたさせました。

○本日の会議に付した案件  
○婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求める件(内閣送付、予備審査)  
○千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求める件(内閣送付、予備審査)

高めようとする国際連合の事業の一環として作成されたものであります。婦人に對し男子と対等の選挙権と被選挙権を保障すること及び婦人に對し公職就任の機会均等を保障することを内容とするものであります。

本条約に對しては、その趣旨及び内容に賛同して参加する国が統出してゐる状況であります。この際わが国がこの条約の当事国となりますことは、国際協力という見地から望ましいことであるばかりではなく、わが国においてすでに確保されている男子と対等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなり、きわめて有意義であると考えられます。

これは一見奇異に感ずるのであります。アメリカとイギリスがございまして、アメリカもイギリスも全く同じ理由によつて参加していないのです。すなわちアメリカ、イギリスにおきましては、国内において女性に男子と同じ選挙権を与えるとか、あるいは公職就任の機会を与えるか否かとえられます。

よつて、この条約の批准につき、御承認を求める次第であります。

右の事情を了承せられ、慎重御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 本件につきまして御質疑のおありの方は順次御發言を願います。

○羽生三七君 まだ詳細に内容を研究しておらないのであります。この条約を認めていない国、認めていない国といふうか参加していない国、それはどういふう事情であるか、これが一点。この中を見ると、国によつては第七条あるいは第九条ですか、それぞれ留保を付しておるようですが、それはどういう事情からか、これが第二点。

それから第三点は、日本は現に婦人参加しているわけであります。政權を持つてゐるわけであります。

この条約で何か格別の影響を受けることがあるのかどうか、そういう点、その三點をお伺いいたしたいと思います。第三の点であります。この条約に加入したことによって、留保を待つ強制するものでないことはわかりますが、これは軍隊、軍人に女性が男性と同じようになれないことはわかります。第三の点であります。この条約に加入したことによりますので、非常に良心的にもなれることはあります。第三の点であります。この条約に加入したことによりますので、非常に良心的にもなれることはあります。

○政府委員(下田武三君) 御質問の第一点につきましては、この条約に加入しておませんおもな国といいたしましては、アメリカとイギリスがございません。すなわちアメリカ、イギリスにおきましては、国内において女性に男子と同じ選挙権を与えるとか、あるいは公職就任の機会を与えるか否かとえられます。

これは一見奇異に感ずるのであります。アメリカもイギリスも全く同じ理由によつて参加していないのです。すなわちアメリカ、イギリスにおきましては、国内において女性に男子と同じ選挙権と被選挙権を認めることによりまして、国内的に何らの女性は男性と全く同じ選挙権と被選挙権及び公職就任の機会をすでに与えられておりますので、この条約に参加することによりまして、国家公務員法その他におきましては、男性と全く同じ選挙権と被選挙権を認めることによりまして、国内的に何らの異なる措置を要しないわけであります。

○委員長(石黒忠篤君) 本件につきまして御質疑のおありの方は順次御發言を願います。

○羽生三七君 まだ詳細に内容を研究しておらないのであります。この条約を認めていない国、認めていない国といふうか参加していない国、それはどういふう事情であるか、これが第一点。この中を見ると、国によつては第七条あるいは第九条ですか、それぞれ留保を付しておるようですが、それはどういふう事情からか、これが第二点。

もう一つの国は、軍隊、警察等において、おれの国では婦人に男子と同等

の就職の機会を認めておらんと、これ

はあまりに良心的過ぎる留保でござります。これは軍隊、軍人に女性が男性と同じようになれないことはわかります。第三の点であります。この条約に加入したことによりますので、非常に良心的にもなれることはあります。

○政府委員(下田武三君) これに参加しておらない国は今、英米等のほか、どのくらいありますか。

○羽生三七君 これに参加しておらない国は今、英米等のほか、どのくらいありますか。

○政府委員(下田武三君) 現在までのところ、この条約に署名をいたしました国はわが国を入れまして四十カ国でございますから、なお二十カ国といふ國が入つておらないわけでございません。

○羽生三七君 一つはソ連邦関係諸国でございますが、これはこの条約につけてつけられておりますが、その留保の意味は如何という御質問でござります。ございますから、なお二十カ国といふ國が入つておらないわけでございません。

○政府委員(下田武三君) ところ、この条約に署名をいたしました国はわが国を入れまして四十カ国でござりますから、なお二十カ国といふ國が入つておらないわけでございません。

○羽生三七君 その署名しておらない国は、先ほどの英米等の署名をしない理由と同じなんでしょうか、何か格別の違いがあるのでしょうか。

○政府委員(下田武三君) これはよくはつきりわかりませんが、おそらくそ

か、リベリアでございますとか、そちら後進国、回教國はすべて参加していませんが、これららの後進国または回教國はいまだ男性に對してすら普通選挙権を施行しないといふ状態でございましてこの条約に入りますには、あまりにまだ国内体制が発達していないためかと思ひます。

○小瀬彬君 今下田君のお話で四十カ国署名しておるというのだが、署名と批准とは違うのですが、この四十カ国批准とはほんと全部批准しておるということはほんと全部批准しておるといふのですか。

○政府委員(下田武三君) 四十カ国うち批准いたしております国は大体半分、ただいまのところ十九カ国でございます。

○佐藤尚武君 今の条約局長のお話の中にもありました、回教國は署名がむずかしいのじやないでしようか。

○政府委員(下田武三君) 先般日本に参りましたイエーメンの総理大臣一行の話によりますと、まあ友好条約の交渉をいたのであります。相手の様子を聞きますと、あまりわが国と雲泥の差があるのに驚くよろなのです。もちろん普通選挙といふものは施行されておりません。また条約なんといふものはどういう手続によつて批准されるものであるかといふと、国会は条約の協賛権を持つております。日本で申しますと、枢密院に当るものでございましょうか、キングの側近にアドバイザーがおりまして、そのアドバイザーブル・カウンシルにいろいろ相談して、キングが批准するのだといふことであります。これはイエーメンのみならず、後進国はあるいはみなそうかもしませんが、非常にまだおくれ

た段階にあるようくに承知いたしました。尚武君 ただいまのは婦人の参政権の問題でございましたが、そのほどに婦人に對して社会上のいろいろな制約があるので、どうも回教國の参加を期待するといふようなことは、これは風俗習慣がだんだん變つてくれれば別問題ですが、しかしそれには非常に長く時間がかかるわけですからして、ほとんど望みないのじやないかといふ感じがします。そろそると、回教徒の後進国を除いたりして、比較的限られました。たゞほんとその点を少し感心いたします。

○後藤尚武君 ちよつとその点を少しあくまで出しているものだと思われます。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通りにとつては別に何も変つた影響はない。それと差しつかえないのでしょうが、事実はそちらなるんじやないでしょうか。

○政府委員(下田武三君) 全く仰せの通りだと存じます。現在国連加盟の六十ヶ国うち大体三分の二の四十カ国が署名いたしておりますが、回教國のところは、最も近い将来にこの条約に入るといふことは望み得ない国だらうと思います。

○羽生三七君 先ほどの御説明にあつた、この英米等がこれに署名をしておられるといふことは、まあこの婦人参政権といふようなものは国内的なもの

であります。しかし、この条約は、いかにもあります。たゞほんとその点を少しあくまで出しているものだと思われます。

○政府委員(下田武三君) これがたまたま同じような状況ではないでしようか、どうでしようか。まだ国内法がそこに至らない国であつても、条約に加盟するといふ例はござりますのでしようか。

○政府委員(下田武三君) 御もつとも仰せでございますが、おそらく日本のみならずこの条約に参加することによって直接受くる実績はほとんどない。この条約は参加国に相互間に権利義務の関係を設定するといふ条約ではございませんで、全く道徳的な、一種の宣言的な性格を持つてゐるものと承知してよろしいのでしようか。

○政府委員(下田武三君) これまで全くな仰せでございますが、おそらく日本は参加国に相互通じて権利義務の関係を設定するといふ条約ではございませんで、全く道徳的と申しますか、政治的に申しますか、そういうプリンシブルを確立しようといふ条約でござります。

○後藤文夫君 そういう性質の条約と申しますと、これに仰せの通りでございまして、この条約は、いろいろな条約の条文の中にそういう性質の文句が入つてゐる。たゞほんとその辺のところをもう少し説明しないで、全く道徳的と申しますか、政治的に申しますか、そういうプリンシブルを確立しようといふ条約でござります。

○政府委員(下田武三君) こういう条約の性質は非常に少いと言いますが、私はアメリカの憲法なんか詳くないので教えてもらいたいのですが、私の感じではこれは憲法だけれども、先ほど羽生君の質問に対し、これは法律前の問題だから加入設立後の新しい風潮に基いてできました所産でございます。

○小瀬彬君 下田君にお伺いしたいのは、この条約から脱退の手続をとれば変えられるわけでござりますか。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通りにござります。たとえばこの条約から脱退いたしますれば、再びその自由を回復できるわけでございます。

○後藤文夫君 そうしますと、この条約は普通の法律拘束力を持つ、何か実行しなければならん、あるいは相手国に対する実行を求めることができるといふわけですか。

それから条約に加盟している国は大体同じような状況ではないでしようか、どうでしようか。まだ国内法がそこに至らない国であつても、条約に加盟するといふ例はござりますのでしようか。

○政府委員(下田武三君) これがたまたま同じような状況ではないでしようか。アメリカでは從来憲法が条約に優先するといふような解釈をとつてゐる。たゞほんとその辺のところをもう少し説明しないで、全く道徳的と申しますか、政治的に申しますか、そういうプリンシブルを確立しようといふ条約でござります。

○政府委員(下田武三君) こういう条約の性質は非常に少いと言いますが、私はアメリカの憲法なんか詳くないので教えてもらいたいのですが、その辺のところをもう少し説明しないで、全く道徳的と申しますか、政治的に申しますか、そういうプリンシブルを確立しようといふ条約でござります。

○政府委員(下田武三君) こういう条約の性質は、たゞほんとその辺のところをもう少し説明しないで、全く道徳的と申しますか、政治的に申しますか、そういうプリンシブルを確立しようといふ条約でござります。

○政府委員(下田武三君) アメリカの参加いたしません理由は、一番大きなものは先ほど申し上げました。これは国内事項であるという考え方であるのではござりますが、たゞいま御指摘の憲法制度、これは御承知のようにアメリカには憲法あるいは法律までを条約に優先するのだという、国内法優位の考え方を抱いておる議員もおります。しか

しアメリカ政府として明確に国内法優位説は採用いたしておらないと思いまするが、確かに御指摘のよろな理由もあると思います。これは現にアメリカでは四十八州のうち六州では婦人は裁判における陪審員になれないという制度をとつておるところがござります。

これは裁判というような冷静な見地に立つてものを判断する際に婦人といふものはとかく被告や弁護士の言い分に感情的に動かされ過ぎるという考え方からだらうと思ひますのであります。

現にアメリカにおきましても六州では陪審員には婦人はなれないといふような国内法を持つてゐる國もござります。でございりますから、やはり国内法との関係といふことも二次的の理由には相なつてゐると思うのであります。

○小瀧君 一体日本では憲法の事項

のよろなものも国際条約で縛るといふことは、これはもう当然のことと政府の方で差しつかえないと考へ、議会が承認したらそろするという考え方で進んでいるのですか。その点をもう一度説明していただきたい。

○政府委員(下田武三君) わが国におきましては政府として公定解釈を内外に発表するといふ措置をとつたことはございませんが、しかし新憲法の九十八条におきましては、ただいま御指摘のよろなものは非常に順守しなければならないという国際法優位説とともにそれが規定がござります。しかしこれにつきましては、ただいままでのところ、憲法九十八条は国際条約や国際法の規定を国内法体制のうちに導入いたしまして、憲法は国内法であるから国民に対して国際間の法規といふものも

度をとつておるところがござります。これは裁判というような冷静な見地に立つてものを判断する際に婦人といふものはとかく被告や弁護士の言い分に感情的に動かされ過ぎるという考え方からだらうと思ひますのであります。

○桜原茂嘉君 大体この条約の性格は

わかるのであります。留保の関係ですね。留保を規定して、それでその留保に反対するといいますか、賛成しない國との間ににおいては効力を生じないといふような条款が七条の後段にあるわけです。それから九条においてはこの条約の適用に関して締約國の間に紛争があると、そういう場合は國際司法裁判所の手続によつて処理をするといふ條文があるのです。一体この条約の性格からだらうといふ場合が起つてくるのかどうか。どういう事柄が起ると予想されるか、その点について御説明を伺いたいと思います。

○政府委員(下田武三君) 國際法の一

般原則といつてしまつて、条約のある締約國が留保をいたしました場合には、全締約國がその留保を承認しない限りには留保といふものは成り立たないといふのが一般原則でござります。にもかかわりませず、本条約におきましては、ただいま御指摘のよろなベく条約に参加する国を多くしようといふ趣旨から第七条の特殊な規定を設けまして、留保した国とその留保を承認しない國との間だけに条約關係は發生しない、しかしこれを承認する国との間には条約關係が発生するといふようなことでもあるのです。しかし

この条約の規定を逐一検討してみると、解釈上の紛議について問題が生じます。なぜなら、条約の規定が何と申しますか、女性の肉体的本質から来る當然のことでありまして、何も

も、公共の秩序維持とか、治安維持とか、この条約の関連について一つ伺いたい。

○政府委員(下田武三君) 軍隊や警察の職務に、ある国が女性の就任の機会を与えないと申しますことは、これは何と申しますか、女性の肉体的本質から來る當然のことでありまして、何も

も、自國では軍隊に婦人を入れない国はたくさんあるわけでございます。でござりまするから、私はそういう留保は実

に良心的ではありますけれども、必要なのじやないかと考えておるの

○桜原茂嘉君 おそらくこの条約の形態なので、こういうのがつけ加つた

ひとしく國民を縛るものであるぞといふ尊入の規定であるといふように、たゞ今までのところ解釈されておりましたのでございます。國際司法裁判所は、これに対しましてはなはだつきりしております。

○桜原茂嘉君 大体この条約の趣旨と申しますか、根本目的に照らして判断すべきであつて、こういう例外は必ずしも一般國際法から承認し得ないものであるとすると必要はないといふ、まあ消極的の、肯定をするような意見を出しました。その結果、今日におきましては、この例外ははなはだつきりとした。その結果、今日におきましては、この例外は國間に認められるに至つたわけでございます。そこで一番問題になります点は、先ほどのおれの國は軍隊には婦人が入れないのだといふような点、そういうよろなことで問題になりますのは、ソ連諸國がやりました。差別待遇をするというわけではありません。公職の性質からいって、治安を維持する公職、そういうものについては第七条に限つて、治安を維持する以上は、そらして条約の中に公職といふ字を使ひ以上は、定義を下すとして、國連の第七総会におきまして非常に議論があつたのであります。条約を作成する以上は、そらして条約の中に公職といふ字を使ひ以上は、定義を下すべきだといふ主張が一部からございました。その点、いろいろ議論が沸騰しました。

○政府委員(下田武三君) 実はこの第三条の公職といふ言葉の定義につきまして、國連の第七総会におきまして非別段の規定をしても、これは違反でない、こういうふうに解釈されています。公職の性質からいって、治安を維持する公職、そういうものについては第七条に限つて、治安を維持する以上は、そらして条約の中に公職といふ字を使ひ以上は、定義を下すべきだといふ主張が一部からございました。その点、いろいろ議論が沸騰しました。

○政府委員(下田武三君) これは現実にござります。承認しない國との間には従つて条約關係が発生しないわけであります。しかしながらこの条約の規定を逐一検討してみると、解釈上の紛議について問題が生じます。なぜなら、条約の規定が何と申しますか、女性の肉体的本質から來る當然のことでありまして、何も

も、公共の秩序維持とか、治安維持とか、この条約の関連について一つ伺いたい。

○政府委員(下田武三君) 軍隊や警察の職務に、ある国が女性の就任の機会を与えないと申しますことは、これは何と申しますか、女性の肉体的本質から來る當然のことでありまして、何も

も、自國では軍隊に婦人を入れない国はたくさんあるわけでございます。でござりまするから、私はそういう留保は実に良心的ではありますけれども、必要なのじやないかと考えておるの

○委員長(石黒忠篤君) この際申し上げておきますが、条約局長は余剩農産物に関する条約の調印式に外相と一緒に同行のため十一時五十分に退席をされます。もつとも政務次官、西堀条約第二課長とも出席されておりますので、審

議は続けていきたいと思います。他に御質疑はございませんか。——御質疑もないようありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないと認め、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求める件を議題いたしました。政府より提案理由の説明を聴取いたしましたと存じます。

○政府委員(園田直君) ただいま議題となりました千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求める件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、國際連盟主催のもとで一九三六年にジュネーブで開催された麻薬不正取引防止會議において作成されたものでありまして、わが国は、同年六月二十六日に署名を行なつたのであります。その後、戦争等の理由により批准が延期されたままで今日にいたりました。

この条約は、わが国が、さきに当事国となっている麻薬に関する一九一二年一月二十三日のヘーネー条約、一九二五年二月十九日及び一九三一年七月十三日のジュネーブ条約の補足条約でありまして、これら三条約に対する違反行為を國際的に訴追処罰するための措置を擴充することを内容としておりまます。従って、わが国は、この条約の当事国となる場合には、麻薬の害毒流入

に対する防衛態勢を一層強化できるばかりでなく、麻薬の分野における國際協力を一層促進することができるようになります。

この条約は、一九三九年十月二十六日に既に効力を生じております。

が国としましても、以上に述べました

利点を考慮に入れ、この際批准を行

い、この分野における國際協力の実をあげることが必要であると考えます。

よって、この条約につき、御承認を求める次第であります。

右の事情を了承せられ、慎重御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 本件についての質疑は次回に譲ることにいたしました。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、國際情勢等に関する調査を議題といたします。

○佐多忠隆君 では、日ソ交渉がいよいよ始まろうといたしております。

が、政府はその場合に在ソ抑留邦人の帰還の問題に最も力を入れて交渉がなっているようなことが伝えられておりましたが、この抑留邦人の実情についていろいろまちまちに伝えられておりま

すので、一応あらためてここで日本側

の正確なこれまでの調査の結果をまず御報告をお願いいたします。

○政府委員(田辺繁雄君) ソ連地域における未帰還者の状態につきましては、昨年の九月厚生省で未帰還者消息

の現状といらるものを作りました。これによりますと、ソ連地域における未帰

還者は昨年の五月一日現在で一万三千五百三十一名でございます。これは正

規に申しますと、ソ連と外蒙古でござります。未帰還者と申しますのは、ある時期においての生存の資料のある死者、不確実な死亡資料があつていまだ死亡と断定できない者等を全部網羅いたします。

が國としましても、以上の数字であります。

かかる調査の数字に伴なつてどんどんと

変つてくるわけであります。総数は現在ではソ連地域が約一万一千名程度

であると御承認いただきたいと思いま

す。これは死亡処理等が行なわれます結果、だんだんと減つて参つたわけであ

ります。この中で現在どのくらい生存

していることが確実視せられておるか

ります。この中で現在どのくらい生存

していることがあります。これは千三十一名でござります。当初、この名簿に登載さ

れておりましたものは千四十七名でございましたが、そのうちすでに十五名

帰還をいたしております。一名はすでに死亡いたしております。従つて、十

六名差し引きますといふと、千三十一

名と相なるわけであります。それから

この名簿には載つておりませんけれども、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

名と相なるわけであります。そのほ

うで、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

名と相なるわけであります。そのほ

うで、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

名と相なるわけであります。そのほ

うで、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

明確にわかっている人もあり、はつきりわかつていない人もございます。なおまた、これは引揚者があつた地点についての情報でございますので、引き揚げのなかつた地点についての残留の事情はわからないわけでございます。

それから千島、樺太関係は歸還者があ

り多くありませんので、正確な数はわかりませんが、おおむね、一千名前後ではないかと推定いたしております。

大部は、一般居留民として残つ

ておる方が多いと考えております。

以上、きわめて簡単でござります。

が、概要を御説明いたしました次第であります。

以上、きわめて簡単でござります。

太閥係を除きまして、今のお話だと

確実な生存者として考えられるのはど

のくらいですか。

○政府委員(田辺繁雄君) 赤十字社名簿に載っている人は、これは確実と考え

に載つている人は、これは確実と考え

ます。すなわち、判決を受けた軍事上

は、即決軍事俘虜名簿というのがあります。すなわち、判決を受けた軍事上

の俘虜名簿という意味であります。

すなわち、判決を受けた軍事上

の俘虜名簿でございますので、それが現

在千三十一名残つてゐるのであります。

この名簿には載つておりませんけれども、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

名と相なるわけであります。そのほ

うで、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

す。従いまして、その合計が千百七十

名と相なるわけであります。そのほ

うで、現地から通信の来ているものが百四十名ござります。昭和二十七年以降

現地から通信のあるものでございま

名前のわからない人も入っておりますので、名前はわからない人が、たしかにあります。未帰還者と申しますのは、ある時期においての生存の資料のある日本人がおつたという数字も入っております。合計いたしますと、千四百五十名から千五百名の間ではないかと考えます。

○佐多忠隆君 それらの諸君は、日本

人の戦犯は別として、そのほかの人たちは、何といいますか、國際法上といふ形で残留しておるということになつておるのか。何かソ連の方からの通知によると、赤十字社名簿に載つている者だけで、それ以外にないといふことにもなつておるようあります。

うなことにもなつておるようありますが、それらの食い違いを日本側としてはどういうふうにお考へになつておるのか。

○佐多忠隆君 それらの諸君は、日本

人の戦犯は別として、そのほかの人たちは、何といいますか、國際法上といふ形で残留しておるということになつておるのか。何かソ連の方からの通知によると、赤十字社名簿に載つている者だけで、それ以外にないといふことにもなつておるようあります。

うなことにもなつておるようありますが、それらの食い違いを日本側としてはどういうふうにお考へになつておるのか。

○政府委員(田辺繁雄君) 赤十字社名簿に載つている人たちは、つきましては、即決軍事俘虜名簿というのがあります。すなわち、判決を受けた軍事上

の俘虜名簿という意味であります。

すなわち、判決を受けた軍事上

の俘虜名簿でございますので、それが現

在千三十一名残つてゐるのであります。

このほかに現実に二十七年以降

通信の來たものが百四十名おるわけ

です。現地から通信の来ました者、こ

れは昭和二十七年以降のあります。

これは昭和二十七年以降のあります。

たものが百四十、合計千百七十一名が

確実に生存しておることがわかるわけ

であります。それから二十八年の十二月以降三回にわたつてソ連から引き揚

げがございました。その帰還者の証言によつておるところが確実だと

見きわめられる者が、おおむね、三百

名程度であろうと推定いたされました。

これは数は、帰還者の証言でございま

すので、あるいは多少違ひがあるかも

思いますが、まあ三百名前後ではない

かと推定いたしております。

この中にはない者もござります。また殘留事情の

○佐多忠隆君 そうしますと、この現地から通信があつた人、これらは通信は公に許されているのかどうか。それから今既決軍事俘虜以外の現地通信者百四十名、あるいは推定の三百人、そういう者に対しては、こちらからは通信が許されているのかどうか。あるいは許されるのかどうか、その辺の事情はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(田辯繁雄君) 通信の來てゐる人につきましては、通信が許可されているものと考へております。

○佐多忠隆君 こちらから

は、通信の來ている人については往復で、たしかP.W.通信と言つておりますが、大部分はこちらからも通信が出来ます。

○佐多忠隆君 そうすると、ソ連が現地通信者がいるとすれば、そういう者の数字は、ただ通信によつて確認をしておるのみならず、ソ連との間に何か交渉をされて、確認をするよう努めを今までにされたのかどうか。そういう点では何ら今までに措置はとらねないのか。その辺の事情はどうなつておりますか。

○政府委員(田辯繁雄君) 実は厚生省といつましても、引揚問題、未帰還問題の解決のために、生存残留者の早期送還といふことと並びまして、状況不明者の調査、究明ということを重要な一環として考へておるわけであります。今日未帰還者の中で、状況不明者が八五%の多数に及んでいる状態でございまして、終戦後十年になる今、家族としては非常にこれが心痛の

種でございます。また家庭上のいろいろな問題を解決する上から見ましては、せめて生きているか死んでいるかだけでも知らしてほしいという、ごもっともな強い要求があるのでござります。そこで、厚生省といたしましては、狀況不明者の調査といふ点に重点をおきまして、今まで国内的なあらゆる調査を進めてきておつたようになります。そこで、厚生省といたしましては、まず先に未帰還問題の解説のために積極的に乗り出でございますが、今般のロンドンにおいてソ連との間の交渉が行われることに相なりましたので、まず先に未帰還問題の解説のために乗り出でございますが、こういう資料を明らかにしておきたい、できるだけ当事国から生存者及び死亡者に関する責任ある資料を提供するように要請していただきたいと、いうことを外務省に強く要望をいたしておる次第であります。

○佐多忠隆君 今までのところ、はかばかしい成果をあげるに至つておらない状態でございまして、日赤を通じましていろいろの安否の照会等をいたしておりますけれども、これも今までのところ、はかばかしい成果をあげるに至つておらない状態でございまして、日赤を通じましていろいろの安否の照会等をいたしております。そこで、何とかしてできるだけ早くそういう点をつかみたいと思いまして、日赤を通じましておられるわけでございます。そこで、何とかしてできるだけ早くそういう点をつかみたいと思いまして、日赤を通じましていろいろの安否の照会等をいたしております。そこから千五百名程度が確実な生存者とみるというお話しでありましたが、その生存者のうちで、ソ連人と結婚をしている、あるいは残留をむしろ希望しているので帰ることは希望していないというような点の調査なり見込みなりはおあります。そこで、日赤に申しましても政府が直接手を出すことについて、従来からも全力を尽しておられます。中共及びソ連地区にまだ残存しております同胞の調査ということについては、従来からも全力を尽しておられます。中共及びソ連地区にまだ残存しております同胞の調査ということについては、従来からも全力を尽しておられます。主として日赤に申しましても政府が直接手を出すこと

○政府委員(田辯繁雄君) 先般ソ連から帰りました人によつて得ました情報によりますと、韓太関係を除きました結果、これは関係各省の次官と民間の関係団体の代表者をもつて構成されておりまする審議会でござりますが、そこでは未帰還問題解決のための調査究明については、関係当事国間に隔離なく折衝を行なつて、そなへて隔離なく折衝を行なつて、その解決が期せられるべき問題であります。それで、政府はこの際進んでからも参りまして、いろいろ民間団体が直接受けられておりました。これが総理の決議が行われました。これが総理の決議が行われました。

○佐多忠隆君 今厚生省のお話によつて、生存者その他の確實な調査を中心つて、先般紅十字の代表も参りまして、いろいろ民間団体が直接受けられておりますが、常々それらの民衆がおられます。結果的に申しますと、それが総理大臣に通達され、外務省からお願いします。

○政府委員(中川融君) 御指摘の通り、引揚問題は、人道上の問題であります。





政治的な責任論についてのいろいろな議論もありましたが、その過去の議論はわれわれが今さら聞くところではない。過去は過去でいいのであって、将来において早急にこれらの問題の処置を、しかも先ほど申したように政府自身が表面に出で直接の相手方として交渉されるよう特に強く要望をしておきたいと思います。ちょっとソ連の戦犯との関連においてお尋ねをしておきますが、アメリカあるいは他の国々の関係の戦犯、内地にいる者その他の状況がどうなっているか、その一つを御報告を願いたい。

○政府委員(中川融君) 欧米諸国に関する戦犯の内地に服役をしております者の数、その释放をせられておりまするよりませんので、担当官に問い合わせた上で、あらためて資料として提出するなり、あるいは御質問にお答えするよういたしたいと思います。

○佐多忠隆君 ではこの次の機会にそれをあらためて御提出を願つて、ソ連に対して今言つたような交渉をされると同時に、その他の中共についてあるいは欧米諸国についても、特に欧米諸国は政府が最も友好関係を誇っておられる国であるから、これらに対してもさらに積極的に、徹底的にこの戦犯処理の問題を交渉されることを特に希望をいたしておきます。同時に先ほどお話しのいろいろな数字にわたるものと、ソ連との問題になるだろうといふことを思っています。

対ソ交渉について北洋の漁業の問題がいろいろ問題になるだろうといふこと

の現況はどうなっているのか、特にソ連との交渉において問題になるいろいろな問題点その他について、まず一応

つましくは、現在鮭鱈流し網につきまして約十四船團出ておるわけでござります。対ソ関係は、従来のロ領漁業は陸上基地を利用しての建網漁業が戦前あつたのでござります。そのほかに

北千島を中心とした北千島の基地漁業、これが戦前あつたのでござります。なお戦前は鮭鱈流し網漁業は行なつておらなかつたわけでござります。そのいわゆるロ領漁業はロ領の基地を利用しての漁業でございまして、北千島漁業は千島の基地を利用しておる漁業でございます。なお北海道の根室の近海におきまするコンブ等の北海道の漁業がいろいろござります。これもやはり対ソ関係におきまする関係があつたことは御承知の通りであります。日本としては領海は三海里といふのが原則といつたとして、従来の慣行により、それ以上の領海を主張しておられます。日本とては領海は三海里といふのが原則といつたとして、従来の慣行の原則といつたとして、必ずしも各全国部三海里であるべきであるというような態度はとつていないのでござります。

○佐多忠隆君 ソ連との間にはそういう問題でござりますとか、あるいは海難救助の問題といらうような問題があるだらうと思います。

○佐多忠隆君 領海の問題はどういうふうになつておられるのですか。

○佐多忠隆君 その議論の内容を外務省に伺いたいと思います。

いろいろ紛糾があるのでございますが、それは現在のところは領海の範囲が幾らということについての論争ではないのであります。もつと大きな大陸棚

御質問でございましたが、御承知のように、従来領海の範囲は三海里であつたというのが通説とされていたのであります。多くの国が三海里の領海説をとつておられたのですが、たゞえ

ぱロシヤあたりは十二海里を前から言つておりまして、三海里説にくみしりまして、広範な海域を唱えるものもありません。それ以上の領海を唱えるものも若干あつたのであります。しかし最近におきましては單純なる領海の区域以外に、いわゆる大陸棚等の思想によりまして、広範な海域にわたりまして、自国の権限を主張するという風潮が出来ましたことは御承知の通りであります。日本としては領海は三海里といふのが原則といつたとして、従来の慣行により、それ以上の領海を主張しておられます。日本とては領海は三海里といふのが原則といつたとして、必ずしも各全国部三海里であるべきであるというような態度はとつていないのでござります。

○佐多忠隆君 ソ連との間にはそういう問題で、いろいろ領海の問題があると思いますが、同じような問題はカナダあるいはアメリカあるいは朝鮮あたりとの関係においてもあると思います。日本は漁区といふものを持つておらず、それがソ連との交渉をする場合に、特に漁業問題として問題になる点はどちらのものが問題になるとお考えになつておるのか、その点をもう少しはつきり御説明願いたい。

○政府委員(前谷重夫君) 北洋のソ連との漁業の関係におきましては、まず第一に現在行われておりまする鮭鱈流し網漁業につきましては、操業の安全を確保いたしたいと、かように考えておるわけでござります。またでき得る限り沿岸に近くわれわれとしては操業いたしたいという点があるわけでござります。千島漁場につきましては、これは漁場の性質及びこれに過去に從事いたしました漁民の関係上、でき得れば常に幸いであるということに考えておるわけでござります。根室附近におきましては、ほとんどコンブ、ワカメ等の沿岸漁業の漁場になつておるわけで

は、これは外務当局から詳しく述べる公海の問題としまして三海里ぐらいいとり願いたいと思いますが、いわゆる公海の問題としまして三海里ぐらいいうところでおられるのか。それとの関連において、ソ連との関係においてはその領海の問題でどういうふうにお考

えになるのか。

○政府委員(中川融君) 隣接国でありますたとえば朝鮮あるいは中國との間違つてきているのか、その辺はどうい



四隻、人は二百八十四名でございます。

○政府委員(中川融君) 韓国側が最近対日態度が、従来相当よくなりかかっていたようであつたにかかわらず、最近またこれが冷却したということはわれわれ見ておりまして、その通りであります。その理由といたしましては、日本がやはり共産圏諸国と近づきつつある。ことにいわゆる北鮮と日本が貿易上の取引をしそうだというような記事が新聞等に出ましたために、非常に向うの感情を刺激いたしまして、これは現在北鮮との間に日本は何ら貿易をやっていないのであります、貿易をやるやることきいろいいろ報道が出たために、これが韓国側を刺激いたしまして、韓国側の態度が硬化しているといふことは、遺憾ながら事実であると思うのでございます。

しかしこれが直接今の漁夫の帰還を阻止しておる原因であるかどうかといふことについては、どうもそれを確かめ先はどういう理由で漁夫が帰つて來るすべがないのであります、従つて先ほどどういう理由で漁夫が帰つて來るのがこの頃とまつているのか原因がわからないと申しましたのは、このよな事情から申し上げた次第でござります。

○小瀬彬君 貿易がないけれども、こういう支障を来たしているというのは、橋山総理大臣以下がしきりとこういうことを宣伝に使つておられるためだと思いますから、私はここでそういう点を局長に質問しようとは思いません。これで打ち切れますが、もう一つそこに歐米局長が来ておるようだからお伺いしたいのだけれども、濱州との間に特別合意書というものができ

て、司法裁判所に付託するという話がすいぶん前にきまつたと記憶しておりますが、これはどうなつておるか、現実には船が過去の話し合の基礎によつてアラフラ海に出ておるようだけど、あの件は如何に最近取りはかられていたとして、その進行状態はどうか、簡単に御説明願いたい、これで私の質問を打ち切ります。

○政府委員(千葉皓君) 私欧米局長でござりますけれども、濱州の関係は寺岡參事官がやつておりますから、詳しくは存じません。

○政府委員(前谷重夫君) アラフラ海の大陸棚の問題につきましては、大体司法院裁判所に根本的な問題といたしますが、水産庁長官が御存じでしょから、簡単でけつこうでござりますけれども、濱州の関係は寺岡參事官がやつておりますから、詳しく述べます。

○政府委員(前谷重夫君) アラフラ海の大陸棚の問題につきましては、大体司法院裁判所に根本的な問題といたしますが、水産庁長官が御存じでしょから、簡単でけつこうでござりますけれども、濱州の関係は寺岡參事官がやつておりますから、詳しく述べます。

○委員長(石黒忠鶴君) その件につきましては、よく理事諸君と相談いたしまして決定いたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思ひます。が、衆議院は本日午後一時より

2 管事官は、前項の規定により送還を命ずる場合には、帰國者に対し、外務大臣の承認を経て、当該船船に乗船するまでの必要な旅費(以下「乗船地行旅費」という。)を貸し付けることができる。

第五条 乘船地行旅費、帰國費及び帰郷費には、利息を附さないことがができる。

第六条の見出しを「乗船地行旅費、帰國費、送還費及び帰郷費の償還」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を削り、同項中「帰國費」を「乗船地行旅費及び帰國費」に改め、同条第二項中「第二条」の下に「第一項」を加え、同条第四項及び第五項中「帰國費」を「乗船地行旅費、帰國費に「帰國者の扶養義務者」を加め、同条第六項中「帰國費」を「乗船地行旅費、扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に改める。

第七条の見出しを「(乗船地行旅

費、帰國費、送還費又は帰郷費の償

還請求権の整理)」に、同条第一項中「第五項の規定により乗船地行旅費若しくは帰國費」に、「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に、「帰國費若しくは」を「乗船地行旅費、帰國費若しくは」に同条第二項中「帰國費」を「乗船地行旅費、帰國費」に改めると認められる場合にあつては、帰國者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

第三条第一項中「前条」の下に「第一項」を加え、同条第三項中「領事官の駐在する国」を「帰國者の在留地又は外務大臣が指定する地」に、「当該」を「当該在留地又は外務大臣が指

定する地」に改める。

第五条を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、ソ連外各地域の抑留同胞救出等

にに関する請願(第五〇三二号)

○須藤五郎君 質問じゃないのです。が、今朝の新聞などを見ますと、濃縮ウランを受け入れるにつきまして藤岡博士なども、自分が不明であったといふような意見述べておるような段階でありますから、この委員会でも濃縮ウランの問題に関しまして、各専門家号)の一部を次のよう改正する。

第三条の見出しを「(送還命令及び定める)」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、ソ連外各地域の抑留同胞救出等

にに関する請願(第五〇三二号)

に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

五月二十八日本委員会に左の案件を付

託された。

一、ソ連外各地域の抑留同胞救出等

に改める。

第五〇三号 昭和三十年五月二十四

日受理

ソ連外各地域の抑留同胞救出等に関する請願

請願者

丸西入 守山久次郎  
京都市中京区東川通烏

紹介議員

大野木秀次郎君

終戦後十年を過ぎた現在、ソ連、中共地域等には、戦犯または犯罪者として抑留されている者が約三千名、生存を確認されている者が約八千名残留しており、そのほか約五万五千名の状況不明の者の問題が殘されているが、現在進められている相互の赤十字による交渉でこれらの問題は逐次解決されるものの、これが完全解決は、各政府との外交による外はないから、(一)ソ連、中共その他の地域の未帰還者問題に対する交渉を早急に進め、特に栄養失調のため生命の危機にさらされているソ連抑留者に対しすみやかに救援物資を送ること、(二)未帰還者留守家族代表を含む現地調査団を当事国に派遣しこれが最終処理を行われたいとの請願。

昭和三十年六月四日印刷

昭和三十年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局